

別表一(二)次葉

「37」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(二)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳					
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	9		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(29)のうち少ない金額)	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	32
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の15%相当額	44
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000	(38)の19%相当額	45
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円 $\times \frac{1}{12}$	39	000	(39)の22%相当額	46
	所得金額 (37)+(38)+(39)	40	000	法人税額 (44)+(45)+(46)	47
上記以外の場合	(1)の金額又は800万 $\times \frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000	(41)の15%相当額	48
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(41)	42	000	(42)の19%相当額	49
課税標準法(28)	<p style="text-align: center;">「37」欄</p> <p>特定の協同組合等※が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00384」</p> <p>③ 「適用額」欄：「37」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
法人税額の還付	<p style="text-align: center;">「41」欄</p> <p>※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等</p> <p>公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00382」</p> <p>③ 「適用額」欄：「41」欄の金額(円単位)</p> <p>(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u></p> <p>2 <u>別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。</u></p>				
この申告前	法人税額	55		祝額の前の欠損金の繰戻しによる還付金額	62
この申告前の計算	この申告により納付す又は減少する還(42)-(55)若しくは又は(56)-(23)				
	この申告前の欠損金又は災の当期翌期へ繰り越又は災害				